

# 津山工業高等専門学校寮生会規約

昭和40年4月15日

制 定

改正 昭和53年4月1日 平成4年4月22日

平成13年2月6日 平成13年10月15日

平成15年2月4日 平成18年2月1日

平成18年4月28日

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** 本会は、津山工業高等専門学校寮生会と称する。

(目的)

**第2条** 本会は、会員相互の協調と親睦を図り、その人格の完成に資すると共に、津山工業高等専門学校寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）における各種の問題を自主的に解決することを目的とする。

(組織)

**第3条** 本会は、津山工業高等専門学校寮生全員をもって組織する。

2 前項に定める以外の者は、本会の会員となることができない。

## 第2章 機関

(機関)

**第4条** 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 幹部会

(3) 選挙管理委員会

(4) 専門委員会

2 前項に定める以外の必要な機関は、総会の議決に基づいて置くことができる。

(総会)

**第5条** 総会は、本会の最高機関である。

2 総会は、全会員をもって組織する。

**第6条** 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規則、細則及び内規（以下「規則等」という。）を制定し、又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4) その他この規約又は規則等に定める事項

2 前項に定めるものを除くほか、総会は議決すべきものを定めることができる。

**第7条** 総会は、会長が招集する。

2 総会は、その手続規則を定め、議長を選任する。

3 定期総会は、毎年3回4月、9月及び2月に招集する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。ただし、全会員の10分の1以上の要求があれば、これを招集しなければならない。

**第8条** 総会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、この規約又は規則等に特別の定めのある場合を除いては、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹部会)

**第9条** 幹部会は、本会の運営に関する重要事項を審議する。

2 幹部会は、会長、副会長、会計、書記、会計補佐、副書記、監査委員、留学生代表、専門委員長(以下「幹部」という)及び会長の指名するその他の会員をもって組織する。

3 三役は、会長、会計及び書記をもって組織する。

(専門委員会)

**第10条** 専門委員会は、規則等の定めるところにより、本会の業務の一部を担当する。

2 専門委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、専門委員会の業務を総括する。

4 専門委員会として、次の委員会を置く。

(1) ネットワーク委員会

(2) 交通安全委員会

(3) 規律委員会

(4) 物品管理委員会

(5) レクリエーション委員会

(6) 広報委員会

(7) 給食委員会

(8) 美化委員会

(9) 生活指導委員会

(10) 防災委員会

5 前項以外の専門委員会が必要なときは、総会の決議によって設置することができる。

(指導寮生)

**第11条** 指導寮生は、生活指導委員会に所属し、生活指導委員長を補佐する。

**第3章 役員**

(役員)

**第12条** 本会に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 副会長   | 1名  |
| (3) 会計    | 1名  |
| (4) 書記    | 1名  |
| (5) 会計補佐  | 1名  |
| (6) 副書記   | 1名  |
| (7) 監査委員  | 1名  |
| (8) 留学生代表 | 1名  |
| (9) 専門委員長 | 各1名 |
| (10) 総務   | 5名  |
| (11) 指導寮生 | 若干名 |

2 前項に定める以外の必要な役員は、総会の決議に基づいて置くことができる。

3 役員は、すべて会員の中から選挙し、又は任命しなければならない。

(会長)

**第13条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会長は、前期副会長がその任に就く。

3 会長の任期は、毎年10月1日から1箇年とする。ただし、再任を妨げない。

**第14条** 会長は、次の職務を行う。

- (1) 対外関係を処理すること。
- (2) 予算を編成すること。
- (3) 決算を作成すること。
- (4) その他この規約又は規則等に定める職務

2 前項に定めるものを除くほか、会長は、必要なその他の職務を行う。

(副会長)

**第15条** 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理となる。

2 副会長は、選挙により選任する。

(総務)

**第16条** 総務は、寄宿舍各棟を代表し、その棟に係る事務を掌理する。

2 総務は、会長が任命する。

(専門委員長及び専門委員)

**第17条** 専門委員長は、会長が任命する。

2 専門委員は、当該専門委員長が任命する。

(会計)

**第18条** 会計は、会計に関する事務を掌理する。

2 会計は、前期会計補佐がその任に就く。

(書記)

**第18条の2** 書記は、総会等の議事の記録及び文書管理に関する事務を掌理する。

2 書記は、前期副書記がその任に就く。

(会計補佐)

**第18条の3** 会計補佐は会計を補佐し、会計不在の時はその代理となる。

2 会計補佐は、選挙により選任する。

(副書記)

**第18条の4** 副書記は書記を補佐し、書記不在の時はその代理となる。

2 副書記は、選挙により選任する。

(指導寮生)

**第19条** 指導寮生は、規則等の定めるところにより選任する。

2 指導寮生の任期は、1箇年を越えない範囲で、あらかじめ生活指導委員長が定める。

(任期等)

**第20条** 第13条第3項の規定は、副会長、会計、書記、会計補佐、副書記及び専門委員長の任期について準用する。

2 役員は、次期の役員が選挙され、又は任命されるまで引き続きその職務を行う。

#### **第4章 会計**

(会計)

**第21条** 本会の経費は、会員の分担金及びその他の収入で支弁する。

2 会員は、規則等の定めるところにより、入会金・会費及びその他の分担金を納めなければならない。

(会計年度)

**第22条** 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**第23条** 決算は、監査委員の監査を経て総会に提出しなければならない。

## **第5章 選挙**

(選挙)

**第24条** 副会長、会計補佐及び副書記の選挙は、規則等に定めるところにより行う。

(選挙管理委員会)

**第25条** 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が担当する。

2 選挙管理委員会の組織及び権限は、規則等で定める。

## **第6章 改正**

(改正)

**第26条** この規約の改正は、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。ただし、総会の定める特別の投票において全会員の過半数の賛成を得たときは、この限りでない。

### **附 則**

- 1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 津山工業高等専門学校寮生会会則(昭和40年4月15日制定)は、廃止する。

### **附 則 (昭和53年4月1日)**

- 1 この規約は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 津山工業高等専門学校寮生会会則(昭和53年4月1日制定)は、廃止する。

### **附 則 (平成4年4月22日)**

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

### **附 則 (平成13年2月6日)**

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

### **附 則 (平成13年10月15日)**

この規約は、平成13年10月15日から施行する。

### **附 則 (平成15年2月4日)**

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

### **附 則 (平成18年2月1日)**

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

### **附 則 (平成18年4月27日)**

この規約は、平成18年4月28日から施行する。